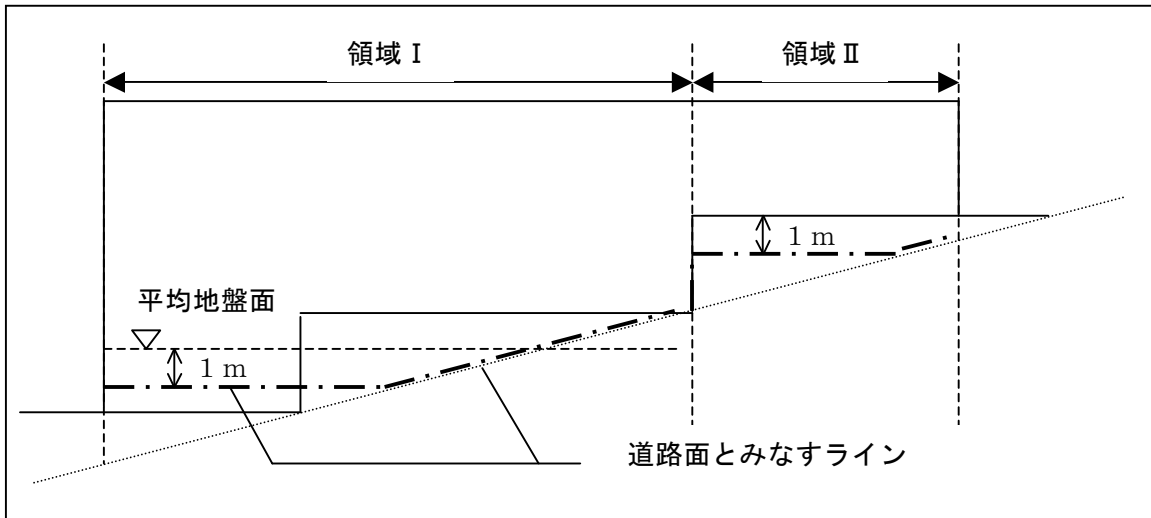


斜面地における前面道路の高さの特例

平成14年秋期部会

前面道路の高さの特例については次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 敷地に高低差のある場合、細則による建築物の敷地の「地盤面」は「平均地盤面」として扱う。
- (2) 敷地に3m以上の高低差がある場合、道路斜線は令第2条第2項のとおり、高低差3m以内ごとに平均地盤面を算定し、各々から1m下がった位置を道路面とみなす。



- (3) 令第130条の12の門又は塀の高さは、仮想道路面(平均地盤面から1m下がった位置)からの高さ2m以下で取り扱う。

